

訪問理髪サービス事業

在宅で寝たきりや重度の認知症で、理髪店へ連れて行く事が困難な方に訪問理髪サービスを行います。

対象

- ・ 豊明市在住で、豊明市の住民基本台帳に記載があり、在宅で生活している65歳以上の方で、以下のどちらかに該当する方
 - ①要介護認定4又は5
 - ②重度の認知症



内容

- ・ 理髪店が訪問理髪します。
- ・ 利用無料。
- ・ 申請後、理髪サービス利用券を交付します。有効期限は年度末（3月31日）までです。理髪店来訪時に利用券を渡して下さい。
- ・ サービスは調髪のみです。

利用券の交付枚数

交付決定月	枚数
4～6月	4枚
7～9月	3枚
10～12月	2枚
1～3月	1枚

申込みに必要なもの

- ・ 理髪サービス利用申請書
※申込は、1回のみで結構です。翌年度以降は、自動更新されます。

ご注意

- ・ 理髪店との理髪訪問日は、介護者による電話調整となります。
- ・ 本事業の登録事業者の理髪店に限ります。
- ・ 介護者の付添いが必須となります。
- ・ 利用者の体調不良、利用者宅の衛生状況、ペットなどの妨げなどにより、お断りすることがあります。

※サービス利用前に上記「対象」を満たしているか確認ください。
介護度の変更等で、サービス利用の対象外になった方は利用できません。

申込み・問合せ先

豊明市役所 長寿課 地域ケア推進係